

## 平成28年第4回幸田町議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程

平成28年12月13日（火曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第57号議案 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

第58号議案 幸田町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第59号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

第60号議案 幸田町農業委員会の委員及び幸田町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について

第61号議案 幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第62号議案 幸田町下水道条例の一部改正について

第63号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第64号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第4号）

第65号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

第66号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

### 本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

### 出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊興田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

### 欠席議員（0名）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	桐戸博康君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	伊澤正美君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君

総務部次長兼 総務課長	都筑幹浩君	住民こども部次長兼 こども課長	志賀光浩君
健康福祉部次長 兼福祉課長	山下明美君	健康福祉部次長 兼健康課長	薮田芳秀君
環境経済部次長兼 産業振興課長	鳥居栄一君	建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君
教育部次長兼 学校教育課長	羽根渕闘志君	消防次長兼 消防署長	長坂好雄君
会計管理者兼 出納室長	林敏幸君		

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

---

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） 本日、説明のために出席を求める理事者は21名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

### 日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、13番 丸山千代子君、14番 伊藤宗次君の御両名を指名いたします。

---

### 日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、第57号議案から第66号議案までの10件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、一議題につき、15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

12月12日の本会議で第61号議案までの質疑は終わっております。本日は、第62号議案に係る質疑から行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 下水道料金の使用料の引き上げの議案でございますが、今回この

下水道の使用料の見直しで、使用料の調定額が2億4,882万1,000円が引き上げによって2億7,538万円になるということで、2,655万9,000円の増収を見込むものであります。全体といたしましては11%の値上げという説明でございました。そこでお聞きをするわけでございますが、今回は基本使用料を設定をするということで、使わない世帯の軽減を図ったよという説明であったわけでありますけれども、しかしながら、改正前の引き上げは10立方メートルまで750円、ところが今回の引き上げによって10立方メートル以下の場合は基本料の700円とそれと使用水量に10円を掛けていくということは、10立方メートル使えば800円になるわけであります、6.6%の引き上げとなります。使わない世帯の軽減になると言いますけれども、5トン以下の世帯数はどれだけあるのか伺いたいと思います。

次に、一般家庭の標準使用量、1カ月23立方メートルの場合は10%アップとの説明でありますけれども、10立方メートルを超える30立方メートル以下、これになりますと12.5%、標準世帯であります。また、30立方メートルから50立方メートルにつきましては17.6%の引き上げとなりまして、説明による11%の引き上げよりもそれ以上に負担がかけられたということになるというふうに思うわけであります。そうした点で生活費の圧迫につながるものではないかと指摘できるものではないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、御質問ございました、これはあくまでも27年度の決算ベースでの影響額を想定しておるという状況で御容赦願いたいと思いますけれども、公共下水道で影響額として2,655万9,000円の増となるというふうに見込んでいるところでございますけれども、今回の改正につきましては基本使用料を700円に設定して、それから1立方メートルごとに10円を加算していくという方式で、今まででは10立方メートルまでは一律で750円であったということで、そういうものをいわゆる単身高齢者世帯とか小口使用者に配慮した使用水量が少ない世帯は少なくなるように、きめ細かく料金を設定しておるということでございます。実際にこの10立方メートル以下の世帯というのは、大変申しわけないですけれども、公共下水道と集落排水と合わせた数字で申し上げさせていただきますけれども、全体で公共下水道と集落排水を合わせた件数としては1万2,459件ございますけれども、そのうちの3,103世帯が10立方メートル以下というふうな想定、27年度決算の中ではそういう状況になっているということで、この中で5立米を超える超えない、下がるもの、上がるものという区別になるかと思いますけれども、そういう中で御質問の5立方メートル以下の世帯についての件数につきましては、集落排水も合わせまして1,540世帯というふうになっております。この1,540世帯につきましては5立方メートル以下ということになりますので、現在よりも安くなってくると。一方、5立方メートルを超える6立方メートルから10立方メートルの数は差し引きますと1,563件でございますけれども、ここについては増額というふうな形になるかと思います。全体的に10立方メートル以下の推計をしますと、全体では2,836万5,000円が2,865万4,000円、28万9,000円の増額ということで、10立方メートル以下の世帯についての増額

影響は28万9,000円ということありますので、この中で増減を行っているというふうな推計となってきます。

2点目の御質問で、今、平均を23立方メートル、幸田町の平均使用量の1カ月当たりについては、全体で342万立方メートルほど使っておりますけれども、それを単純平均しますと22.9、いわゆる23立方メートルが1カ月当たりの使用量ということで、提案説明でもさせていただいたように23立方メートルの場合の月当たりの使用量は1,790円、これが改正によって1,970円ということで180円アップの10%アップというような状況になっているということでございますけれども、30立方メートルの場合はちなみに2,350円から2,600円に10.6%アップ、また50立方メートルの場合は4,050円から4,600円に13.6%アップということで、今御質問をいただきました価格帯ごとの単価でございますね。30立方メートルまでは80円が90円に10円アップするので、そのパーセントからすれば12.5%とおっしゃるとおりでございます。また、50立方メートル以下では85円から100円に15円アップしますので17.6%のアップということ。また、100立方メートル以下では100円から115円ということで15円、15%アップということで、それぞれ11%、10%以上のアップとなっておりますけれども、これについては単価帯の価格帯ではそれぞれの部分でございまして、実質例えば今現在が1立方メートル当たり80円から100円という設定にしているのを10円から20円ほどアップしますので、そのパーセントとしては10から20%、そういった大きな数字になってくると思いますけれども、先ほど前半で申し上げたように、具体的に実際に納めていただく使用料の額としましては累積加算したものとなっておりますので、おおむね10から15%、平均では11%というふうな形での影響率というふうに考えておりますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 5トン未満の世帯につきましては1,440世帯ということで、それでも全く使わないというわけではありませんので、全く使わなくても基本使用料は700円にそれにプラス加算というようなことで、引き上げに変わりはないというふうに思うわけであります。それから、先ほどの値上げ率、これはそれぞれ単純に割り返しだけのことであります。また一世帯当たりの使用量はそれぞれ違うわけでありますので、加算料も変わってくる。それは十分承知をしていますけれども、しかしながら、この段階的に引き上げ率が上がってくるということは、これは紛れもない事実でございまして、そうした点で言えば、使えば使うほど高くなつて引き上げ率も高くなるよということに変わりはないということで間違いないでしようか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今回の改正につきましては、国からもことしの8月に一つの通知が来ておりまして、国土交通省から下水道の使用量の基本的考え方という形で、これは随時改定しながら国が示しております、その中でも基本使用料、10立方メートル以下に満たない部分、まあ5立方メートルとかですね、そういった方への配慮、こういったものが必要だということも国が示してきてまして、いわゆる今までのような10

立方メートル未満の方は一律で750円であったものを、やはり少ない方に対しては少なくという形でのいわゆる基本料金プラス従量使用料という形の価格設定、こういった形をそういうふうにすべきだという考え方を国も示しております、そういう部分でもこういった改正の機に、幸田町の場合は750円ですけれども、基本使用料を700円に下げまして、下げて10円ずつ加算していくという形になつてると。御質問のこういった形で少ない方についてはこういった節水効果を逆に反映させながらということでございますけれども、逆に多い方については例えば50立方メートルを超えるような方については、実際にはこれは累積加算されていきますので、その部分についてはふえていくという形でございますけれども、全国的に見る中ではまだ幸田町についてはこの累積の部分については低い部分がございますので、そういった面で今回の改定については15円アップとかといった部分で、単価帯についてはそういう設定をさせていただきながら、いわゆる議員が言われるように、多く使われればその分使用料も累積されるということについては、そのような体系になっております。これは従前からなつてるものをおいった部分で平均的に上げていっているということで、先ほど申し上げたように10円から15円、50立方メートル未満では20円アップにしているというような形でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでは、今回基本使用料を設定をしたということで、これは国からの基本的な考え方が示された中で基本使用料を700円に設定したよということであったわけでありますが、この使わない世帯への配慮という点で言えば、この基本使用料を700円としたその考え方の根拠は何なのか、それについて伺いたいと思います。

また、使えば使うほど高くなるようになるよということでありましたけれども、単純に割り返した結果、500立方メートルを超えて1,000立方メートル以下、それから1,000立方メートル以上になるとさらにまた低くなつてくるということで、大口につきましては逆に単価が下がつてきている実態があるわけでありますが、そうした点での今の説明は若干食い違うのではないかと思うわけでありますけど、その辺はいかがでしょうか。大口に対しては、やはりさらにかけていくというのが、先ほどの説明から普通に考えればそのようになつてくるのに、逆に配慮をされているということはどうなつているのかお聞きしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 1点目の700円に設定させていただいた、これは国の指導ではなく、実際には基本使用料と従量制というそういう料金体系に国のはうがすべきではないかという中で、我々はそういった今までの基本水量の設定ではなくて、いわゆる基本料金設定をさせていただきながら行つてると。実際に、これは、例えばこれも近隣の状況をお示しさせていただきますと、岡崎、西尾、安城、蒲郡が700円設定という形で基本使用料を設定してることで、幸田町は750円であったというこら辺ですね。前回、22年の改定で750円にしておりますけれども、ここはやはり考え方をもう少し戻しながら700円に設定していくという形で、もとに戻す形になつております。そういう面で700円の設定をさせていただいているという状況でございます。

なお、2点目の実際に単価帯としてのアップ率につきましては、100立米までが15円アップの115円、また500立米までは120円が140円と20%アップ、また1,000立米までは140円が160円という形で20円アップ、また1,000立米以降は150から170円と20円アップという形で、基本的にはこの価格帯ごとの料金についてはそういう形で、20円程度のアップをさせていただいているという形で、これは今までの部分の段数ですね、階段の蹴上げと踏み幅とすれば、蹴上げ部分について同じような形で上げさせていただいているという形でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 基本使用料の料金設定の考え方は、近隣、いわゆる岡崎、西尾、蒲郡に合わせたよということの答弁でございますけれども、しかしながら、使わないいわゆる高齢世帯に配慮するという形であるならば、私はこの今までの10立方メートルの750円、使っても使わなくてもとっていた金額ということで考えれば、やはりその配慮をするならば基本使用料のもう少し引き下げをすべきではないかなと。それがやはり使わない世帯への配慮という形になるかというふうに思うわけであります。また、同時に、先ほど言わされました段階的に10円、20円ごとのアップだよと、こういう円単位での引き上げというのは、見た目的にはこれは平等のように見えるわけでございますが、パーセントですれば全然違うわけですよね。これは割り返せばすぐ出るわけでありますので、そうした点でなぜ一般家庭に対する引き上げが大幅になっていて、大口の世帯に対しては徐々に安くしたのかと。要するに、少ない世帯からどんどん高くなって大口にまた低くなってくるというような、一般世帯への引き上げがかなり多くなってきてる、要は50立方メートル以下でございますけれども、そうした点での説明がいただきたい。本来ならば、一般家庭に対する引き上げというのは配慮があってしかるべきではないかと思いますが、その点についてお聞きします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 高齢者単身世帯とかそういった方への配慮ということでございますが、700円設定につきましては、そういった形で我々としては750円を700円に下げさせていただくという形での部分で努力させていただきながら、御理解を願いたいと思います。

また、一般世帯の50立方メートル以下の部分につきましては、実際に全世帯で考えますと91.8%、50立方メートル以下の一般家庭という形での使用者の分類からしますと、1万2,459世帯のうち1万1,459件という形で91.8%、9割方が一般世帯の50立方メートル以下という形になっております。こういった方たちへの配慮ということでございますが、実質この方たちのいわゆる決算ベースでの使用料の総額としましては2億3,052万2,000円となっておりますけれども、これが改定によりますと2億5,164万4,000円、実質2,112万2,000円の増と。これをパーセントに割り返しますと9.2%の増という形で、11%の全体の中での増の中でこの一般世帯で50立方メートルは10%弱、9.2%の増という影響額としてはそういう形を設定させていただきながら、50立方メートル以下の一般家庭世帯への配慮という形ではさせていただいているつもりでございますので、そういったことでよろしくお願

いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それぞれの平均世帯で言えば、確かに9%何がしになるかというふうに思うわけでありますが、この段階的な引き上げを見ますとそれぞれの単価設定が6.6%、それから12.5%、17.6%と最高、それから15%というふうに、その次が16.6%ですけれどもだんだんと減ってくるという、これは明らかな事実でありますし、それに基づいて個々の従量制に基づいて使用料の計算をするわけでありますので、単価設定そのものが引き上げになっているということは、これは間違いないわけであります。高くなっているということは間違いないわけでありますので、その辺のところを混乱させないようにしていただきたい。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 言われるとおり、実際に単価帯としての単価の上げ方、10円、15円、20円という上げ方が一律で例えば15円、20円上げていくという形になりますと、分母の大きいたくさん払っていただいている例えば500立方メートル以上の方たちとしては、分母が大きいものですから20円ごときの上昇では全体のパーセントは下がってくるという意味合いで、一律で例えば100円で120円になるのであれば、1,000円で1,200円では少ないではないかと、もっと多くすべきではないかという御意見だと思いますけれども、要するに価格帯としてのパーセントとしては、円単位の10円、15円、20円の単位ではなく、パーセント単位としての上げ方のほうがいいのではないかという御意見ではないかと思いますけれども、実際には今こういった形で階段で示させていただくと、実際には今階段の踏み幅と蹴上げ、段の上がり方ですね、蹴上げの部分としては一律10%、15円、20円、10円という形での上げ方におさめさせていただきながら、全体としてのバランスをとりながら、今後、今議員の言われるように大口使用者へのそういう上昇というのは、ほかの市町村自治体の全国事例ではかなり上がってきていますので、そういう分での大口使用者への上昇というのは考えられる部分はございます。ただし、幸田町の場合、やはり全体的に低く抑える中で全体的なバランスの階段の上げ方を、今10円から15円、20円という形での上げ方にさせていただいてるという状況でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平行線かというふうに思うわけであります。値上げを設定されるときに、そのようにいろいろ道理が通るように大体の10%だよというような引き上げの方法で、それぞれの平均単価を出されたかというふうに思うわけでありますけれども、しかしながら、それぞれの従量制による単価の引き上げは、これは間違いない一般世帯に対しての大幅引き上げにほかならないということが指摘できるかというふうに思うわけであります。その点で質問は終わります。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今答弁させていただいたように、全体的にはもちろん11%の上昇という中で、一般世帯は9%何がしという形で少なからずとも料金は上がってくるわけで、これは幸田町全体が下水道のほぼ99.8%の下水道の普及率という形になっ

てますので、そういう面でほほいや応なしにこういった料金の上昇ということは生じてくるという形でございます。そういう中で、一般世帯への上昇をなるべく抑えながらという形でございますけれども、やはりどうしても1割強弱の上昇というのは今回お願いしたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の集排にしましても下水にしましても、値上げの理由を経費回収率と、こういうところに求めてはじき出している、その考え方があるわけです。それは、11月11日の福祉産業建設委員会に出された協議会資料の中に書いてあります。つまり、経費回収率を下水も集排も一緒にたにしてるわけだよな。それ違ったときに経費回収率をということだったら、下水道は何がし集排は何がしという料金差が出て当たり前でしょ。それをごちゃまぜにしてガラガラポンで出てきたのが経費回収率ですよと、こういう考え方はどういう考え方から來てるの。実態を見ずに、あなた方が都合のいいように経費回収率というものを出して、集排も下水もその回収比率が違う。こういう中で、なぜそういうこの理屈が成り立つか。へ理屈は理屈も理屈のうちというのは町長だけで結構だ。建設部長が何でそこまでごちゃまぜにするのか、こういうことなんだ。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、集落排水と公共下水道の今回の改定理由の大きな要因として、経費回収率という考え方を示させていただいている。これは全国自治体の下水道を取り組む中でこういった経費回収率、いわゆる汚水の処理費に対する使用料収入が何パーセントになるのかという形で、幸田町の公共下水道は現在のところ47.3%。一方、集落排水につきましては、実際のところ今は26.1%という形でございます。これを合わせること自体がおかしいのではないかという考え方でございますけれども、幸田町の場合は公共下水道と集落排水と同じ利用体系、使用料の体系をとってございます。そういう面でいわゆる使用料単価についてはほぼ同じような状況になると。あとは、いわゆる汚水処理費に係る経費がやはり公共下水道よりも集落排水のほうが断然多くかかるございます。そういう面で公共下水道よりも集落排水のほうが経費回収率がぐっと下がっているという状況であるという中で、今後の幸田町のこういった下水道の経営を考えていく中で、今集落排水の公共下水道への接続も具体的に取り組んでございます。そういう面で将来的な面も含めて、また今までの幸田町の背景からするとやはり一緒の使用料金にしているということからすると合わせてのいわゆる経費回収率を算定しますと、先ほど申し上げたような部分で合算しますと、実際には今38.8%という形である。これを44.5%に上昇させていくという考え方でございます。もちろんこれは経費回収率でございますので100%というものは望めない。逆に言うと、一般会計からの繰り入れを行うのが前提としておりますので、これは幸田町としては5割をまず目指していく、そういう面で44.5%を目指しながら、またこれは分母であるいわゆる汚水処理費を下げていく努力もしていかなければいけないわけですね。

使用料を上げていくのではなくて、汚水処理費を下げていく形の努力もしていきながら経費回収率をなるべく上げていくという形の努力をしながら、こういった使用料の単価の考え方を示させていただいているという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほども申し上げましたけど、あなたの論法はごちゃまぜ論法だ。

いいもの食いをしていく。集排を下水に接続して経費削減をしますよと。それは、一つはそれは政策課題ですよ。政策課題であって、今回の使用料の値上げが経費回収率をという形だと、あなたの言われる下水も集排も比率が違うときに一緒に内容ですよと。私は、ばらばらにせよということを言っているのではないです。そういう都合のいい経費回収率を持ち出して値上げですよという点でいけば、矛盾を感じませんか。限界を感じませんか。だから、政策課題である下水への接続をして集排の汚水処理費を下げていこうと。それはそれで結構ですよ、やってくださいということと、今回の値上げの関係の考え方とは結びつきますか。そういうごちゃまぜ論法は議会の中でも得意な人がいるけれども、そういう論法でやったら、やぶの中に引っ張り込んで出口がわからぬようにしていくというのがあなたの考え方ではないかなと、こういうふうに思うわけですがいかがですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、どうしても集落排水の考え方、今後の幸田町の経営の中ではやはり集落排水をどうするかという部分が全体で考える必要があるというところから、ごちゃまぜというふうに言われますけれども、実際には合わせたやはり下水道経営という形での考え方を示していくしかないのかなというところであります。また、こういった使用料の見直し、平成22年に前回行っておりますけれども、それから6年経過という形でございます。そういった中で政策的な使用料の見直しという形もございますけれども、こういった経営的な観点からの実際のこういった係数から示すやはり使用料の単価のあり方、こういったものをここの中で示させていただきながら、これはあくまでも参考数値でございますので、そのとおりしなければいけないということではないんですけども、やはりこういった経費回収率という考え方が全国自治体の中で、下水道の経営の中で重要な指標となっておりますので、そういったものを観点に入れながらこの使用料の改定の検討を行わせていただいているということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 言い方を変えただけだよな。経費回収率をわっと言えば、それは経営上の問題です。そんなの言葉を入れかえただけですよ。内容は全く変わってない。そうしたときに、なぜ経費回収率を持ち出してくるのかと。あなた方も御存じのとおり、集排と下水の使用料の収入、それは極めて大きいわけでしょう。格差が大きいと。そんなものはそろばん勘定が合うわけがない。合うわけがない中でどうするかという選択肢の中で経営上の問題だ、あるいは政策上の問題だということを持ち出してこの問題を正当化するというのは、私は非常に無理があると。無理があるということと、あなたは賢いものだからどうやってうまく茶の木畠へ引っ張り込むかということに一生懸命知恵を出

しておられるなというふうに思うわけだ。先ほど今回の値上げの関係で、幸田町の特性としてあなた方はこの使用料単価の関係でどういうふうな認識を持っておられるのか。先ほどちょっと出ましたが、他市町村との関係でどういう認識でおられるのかという点であります。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 使用料単価の幸田町の位置的な部分としては、実際に資料でも出させていただいているように下水道としての料金単価としては低い状況にあると。これが幸田町の特性としては定住化につながる施策だと言われる方もございますけれども、実際にこういった面で下水道の料金については平成22年に改定をしておりますけれども、なお近隣と比べて低い価格設定にさせていただいている。ただし、一方で10立方メートルについては若干高かったという面もございますので、そういう面で今回下げさせていただきながら、全体的な部分は上がってございますけれども、幸田町の位置づけ的な部分では、使用料単価については低い状況にあります。ちなみに使用料単価としては、今公共下水道と集落排水を合わせてしましますけれども、合わせますと使用料単価が1立方メートル当たり94.3円というのが計算上出てきますけれども、実際に全国平均としては140円、150円弱という部分であるという中では、幸田町は使用料単価として安く設定されてるなということでございます。なお、これは全国平均での部分でございまして、近隣の市町ではもう少し低く設定しておりますので、幸田町と同じもしくはもう少し高く設定してるという状況でございますので、そういう面では幸田町を全国的に見れば低い部分でございますけれども、ちなみに使用料単価、幸田町が先ほど94.3円と申し上げたと思いますけれども、これが実際には例えば近隣の部分では豊田市が121円、岡崎市が118円、安城市が106円、西尾市が93円、西尾市はこれからちょっと上昇させるということを聞いておりますけれども今現在は93円、また蒲郡市が132円という形で、1立方メートル当たりに換算したいわゆる先ほど申し上げた経費回収率の分母となる使用料単価については、幸田町は94.3円という形での低い設定がされているというふうな状況の中で位置づけとしての御質問に対しては、価格的な部分は全体的には低い使用料単価になっているという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤。

○14番（伊藤宗次君） 低い単価の設定だよということで、これは8月9日に開かれた福祉産建の協議会資料の27ページに、使用料単価、他市町村との比較グラフというのが載っております。今あなたの言われた内容をここに当てはめると、あなたの答弁はその内容を踏襲したなということですが、この料金体系を見て、何か矛盾を感じませんか。矛盾というよりも、どういう方向性を持って今後どうするかというのが見えてくるわけですよね。見えてこなければ結局茶の木畑に引っ張り込むということになる。こういう料金体系の仕組みの中で幸田町が、今あなたが言ったように他市町村に比べて低い位置にあります、相対的にはそうでしょう、相対的にはね。だけど一般世帯、一般住民の方から含めたときに、こんな料金体系で俺らが苦しめられてたまるかという感覚を持ちます。そういう点で、この他市町村、ここでいけば西尾、蒲郡、岡崎と、それで幸田ということです。岡崎、蒲郡、西尾、豊田だ、こういう形の中で料金体系が載っております。

こちら辺についてはどういう方向性を今後持つのか、こういう考え方で。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、実際の使用料単価、23立方メートルの場合の部分での比較としても、実際に幸田町の部分ではやはり低い設定をされていると。ただし、今後の状況をほかの近隣市町の状況などを加味しながら、我々も先ほどの実際の幸田町独自の経費回収率の中での考え方をしっかりと軸足を置きながら今後考えていく必要があるかなという形で、もちろん近隣市との状況また今ああいう一般世帯の方への配慮、こういったものも忘れることなく、そういう部分でこれは負担がかかるることは確かなことですので、そういう部分での配慮をさせていただきながら、そういう中でも今後の継続していく下水道の経営という考え方の中では、料金の改定というのは御理解をいただきたいという考え方で進めていきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもあなたはすぐに茶の木畠へ引っ張り込んでガラガラポンにするなということです。あなたのところに、この8月9日の協議会の資料がない、なくてもあなたの頭の中には賢いものだから全部載っているわけだ。そうしたときに、先ほどの議論も含めていくならば、幸田町が安い位置にありますよと、お説のとおりですよ。なぜ安いのか。例えば先ほど申し上げた豊田、西尾、蒲郡、岡崎、幸田、こういう中で1,000トンまでございます。そういう中でわっとやったときに、ぱっと見てね、大口利用者優遇だ。もっとわかりやすく言えば、逓増が緩いと。逓増方式を含めて、少なくとも一般世帯が月に使用する30トン、幸田の場合はここでいきますと20トンで区切りがあって30トンからどんどん上がってきますが、例えば30トンとしたと。それ以降、どういう逓増方式をとるのかということをしていかないと全然回りませんよと。じゃあ、幸田町の口径別の世帯はどうなるのかといったら、それは上水道の口径別にイコールになるわけですよね。上水道を使って、上水道が13ミリ、20ミリ、あるいはそれ以上になると。こうしたときに、じゃあ集排も下水も量水計をついているか。つけようがないでしょうが。こうしたときに何をもとにするかといったら、水道メーターに取りつけてある量水計に対してどういう比率で集排と下水の使用料金を算定するかと、こういうことになるんですよね。こうしたときに、じゃあ、幸田町における水道の口径別の世帯数1万4,424、これは決算資料の中の水道の資料です。そのうちの一般家庭と言われております13、20ミリについては合計で1万4,135です。全体の98%を占めてる。全体の98%を占めてるところを今回値上げをして、それ以上のここでいきますと水道の関係は100φ、口径100ミリの関係からいければ、わずかに5世帯で5軒ですよ。ということと、もう一つは、先ほど申し上げた逓増方式の関係からいいたら、5市町の中で格段に低いわ。例えば極端な言い方をすれば、大口で基本料金は高いよ、そんなの当たり前だ。使用水量は蛇口をぱっと開いたらどれだけ1分間に出てくるかというね、そういうことでいければ大口に対する料金体系が余りにも低いところに着目をしなければ、軒数は少ないですよ、軒数は少ないけれどもとりやすいところから、13ミリ、20ミリを対象にしてとりやすいところからとると。料金体系そのものが逓増方式になっていない。なっていないところに問題意識を持ちなさいよと、こ

ういうことですがいかがですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 8月の協議会の資料の28ページのことであったかと思いますけれども、そういった中でやはり例えば500立方メートル以上、例えば1,000立方メートル以上ですと幸田町は12万7,050円に対して、ほかの近隣では20万を超えているところがほとんど。また、もしくは近いところでも16万とかそういった部分で資料でお示しさせていただいたように、かなり大口の使用者への幸田町の遞増率ですね、こういった部分が少ないのではないかという御指摘だと思います。これについても、我々も料金体系を考える中で、この部分はかなりやはり幸田町は安く設定されている、こういった背景は十分認識させていただいております。今後、これについてどのようにしていくかというところは、幸田町としての大きな課題になるかと思います。この部分は先ほど丸山議員からも御質問いただきました、一律20円とかそういった部分での上げ方では少ないのではないかということにもつながってくるかと思いますけれども、この部分は今後の課題としまして、そういった御意見を幸田町もそういった料金体系の中でもう少し階段を急にしていくということも考える、一般世帯に影響が少ないようにしていく、大口使用者への負担増ということになってきますけれども、その部分は今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 指摘をされたら今後の課題ですよと、そんなの後で気がつく寝しょんべんじやない。あなたたちはそれを職業として、生活の糧としてこの職についてやつてきている。その職についたときに、住民の暮らしの安定のためにどうやっていくかという知恵がなかったら、とりやすいところからとりますよと。指摘を受けたら、いや、ほかの市町村に比べて幸田町の遞増の仕組みは低いなあと。それじゃあ、今後の検討課題ですわと。そんなことを言われる前に、今の幸田町の料金体系が大口が優遇とは申しません。申しませんけれども、他市町村に比べて極めて緩いという点からいけば、とりやすいところからとて、指摘を受けたら今後の課題でございますよというのは、少しばかり場当たりじゃないか。いいことを聞いた、それじゃあ、これからだと。いいことじやないんですよ。あなた方自身が提案するときに、じゃあ、幸田町の料金体系がどうなっていて、そのことによって住民へのしわ寄せがどうなっていくかということ、そういう課題がなかったらこんなものは簡単ですよ。上げちゃえ、上げちゃえ、とりやすいところからとると。水道の口径からいいたら全体の98%を13ミリと20ミリが占める。ああ、とりやすいなと。こういう発想になってきますよね。それしか逃げ道がないわけだ。そうしたときに、じゃあ、水道料金の関係で、これは水道料金じゃなくて水道口径というふうに読みかえていただいても結構ですが、13ミリと20ミリ、13ミリについては資料が出ております。先ほど申し上げたように、13ミリは全体というよりも13と20の比率でいくと47%、それから20が51%という形で20ミリのほうが多いわけですよ。20ミリが多いといったときに、13ミリについては比較表が出ております。だから、20についてはなぜ比較表を出さないのか。実際の町民の使用の実態からいくと、13ミリよりも20ミリの使用世帯のほうが多いですよと。多いときに、

その資料はございませんだけだったら職務怠慢だ。ございませんということになるわけだね。なぜ資料を出さないのか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 協議会資料で恐縮でございますけれども、その前のページの27ページに、いわゆる使用料単価と比較グラフとして近隣の市町との階段をあらわして色分けでやってございます。そういった中でもやはり幸田町の、一番下の階段が幸田町の赤い線でございますけれども、階段が緩い形になっていると。これが一目瞭然の状態でございまして、こういったものが一番低いところでも、西尾市になるかと思いますけれども、そういった部分でもまだ追いついていないという状況でございます。そういった面ではこういった500、1,000立方メートルのところのこういった部分のやはり階段の蹴上げ、いわゆる段の上がり方、こういったものはもう少し上げていくべきではないかということで、反省するところでございます。今後の課題という答弁では御容赦願えないとおもいますが、こういった部分の今幸田町として全体としての部分で考える中でこのようないい案として、まずは基本料金という設定の仕方、こういった料金体系をまず組み上げていく中で、そういった階段の上がり方については体系、階段の形をつくった上で上がり方を修正していきたいなということでございます。

2点目の要求資料で出させていただきました、要求資料で申し上げますと3ページにございますように、上水道の料金13ミリについてということで早見表を出させていただきました。議員の言われる様に、今13ミリが実際には47.9%、20ミリの計が資料で見ますと50.2%、おおむね51%という形だと思いますけれども、そういった中で20ミリのほうが一般的には推奨されておりまし、20ミリのほうが多いという形でございます。そういった面で本来こういった20ミリの早見表をここにつけさせていただくのが本来かと思います。ただし、大変申しわけございませんけれども、既存の資料、こういった形で愛知県下の48団体の一覧表となったものがなかったということで、これは一つ一つ調べればもちろんでき上がるわけですが、大変申しわけございませんが13ミリのほうで提示させていただいているという状況でございます。なお、実際に13ミリを20ミリとして計算すると、それぞれホームページでございますけれども、ちょっとこの中の表では示されませんけれども6ページ、7ページ以降にそれぞれ13ミリで同じようにいわゆる下水道と上水道の比率という形で示させていただいてます。こういった面でも13ミリしか示させていただいていないということでございますので、そういった面で御容赦願いたいと思います。また、近隣の部分での13ミリではなく20ミリという形では若干調べてあるものもございますけれども、全体的にはやはりこういった一覧表で順位を出しているものはございませんので、申しわけないのですが13ミリのほうをお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、言いわけ三昧じゃなくてね、幸田町における一般世帯の使用口径がどこにウエートがあるかといったら、20ミリのほうが多いですよ。20ミリが全体の1万4,000からいければ50.32。13、20に限っていえば54.4という形で、20ミリ世帯のほうが多い。こういう中でこういう資料を出されると、生活

の実態に合っていない早見表だなということと同時に、使用水量が10トンは先ほどあなたが言われたように県下48団体のうちの6番目ですよと、20ミリでいきますと25番目ですよ、30ミリは30番目ですよと、こういう資料であります。これは13ミリに限定してるわけですよね。ということは、生活の実態を見ずにして他市町村にこういう資料がないからございませんよと、こういうのがあなた方の見解ですよ。なかつたら聞けばいいじゃないですか。それだったら幾らになると、ここでやりとりをすればできるわけだ。48全部とれということは申しませんよ。だから、横着者の発想なんだわ。だから、そういう点から含めていくならば、私は今回の関係からいけば生活の実態を見ずに経費回収率だとか、あるいは13ミリにウエートを置いた料金の他市町村の比較の問題、さらに遅増方式が極めて緩いという点での問題意識は、先ほどと繰り返しになりますが、あるかどうかと。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、議員の言われるとおり、13ミリしか上水道の資料が一覧表としてなかったということで、そこで思考停止をしてしまったというところは反省するところでございます。そういう面で個々に出させていただくことが必要かなと思います。ただし、近隣の市町での実際の部分ではそれぞれホームページを調べながら、我々としては把握しながら行っています。実際に幸田町としましても、幸田町の13ミリと20ミリの違いという形もございます。幸田町としては、13ミリで23立方メートルを使用した場合については、消費税を含めていきますと2,818円という形でございますけれども、これを20ミリという形にしますと実際には2,926円という形で、2,800円から2,900円という形で20ミリのほうが若干基本料金を含めて上がっていますので、そういう部分での状況としては上がっているという把握をしながら、これも近隣市町の状況もこういった20ミリでの比較という形での部分が、下水道料金と合わせての部分では割合がまた変わってきますけれども、そういう部分で上水道のどちらを見ているのかという部分は住民の方の多くが使われる20ミリというものを意識しながら検討していかなければいけないと思っていますので、その部分は反省させていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時55分

---

再開 午前10時05分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 今回の改正理由として、下水道使用料の見直しに伴い必要があるということですが、なぜ見直しをすることになったのか、なぜ必要性があるのかという観点でお尋ねをしますが、ここでは料金設定をどうするかということは別の機会としたいと思います。最初に使用料見直し理由と値上げ額で配慮したことということで出

しましたが、3点お尋ねをします。

1点目は、前回の使用料設定年度はということですが、先ほどの答弁で22年に改正したということでありましたので、この22年のときの改正をした背景とか理由とか、そのような記録等を持ち合わせていれば答弁をお願いしたいと思います。

それから、2つ目は、今回の根っここの話ですが、見直しをすることになった理由とか経過、背景、いろいろあると思いますが、下水道料を値上げしないと運営ができないとか、町の一般会計からの繰り入れが難しいとか、それから国の指針とか、いろいろな要素があると思いますが、総体的に見て必要性が生じてきたというようなことを判断した内容とか経過とか、そのようなものについて重複することがあるかわかりませんが、わかりやすく整理をして答弁をお願いしたい。

それから、3番目は、なぜ29年5月から上げるとしたのか。去年は出さなかった、じゃあ、3年後まで維持できないのかというような議論とか経過、そのような検討経過等ございましたらここで説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、議員から大きく3つほどの御質問をいただきましたけれども、順次答えさせていただきたいと思います。

前回の使用料の設定年度はという形で、当初下水道の使用料は平成元年に制定をしております。集落排水はちなみに平成6年に制定されてるということで、それが平成22年度に料金改定、議決があって施行は23年の5月からという形で20年ぶりにこういった料金改定がされたということでございます。実際のところ、平成22年のころの料金改定の内容、背景につきましては、8月の同じく協議会の中で最初の1ページに書いてございますように、22年度は行政改革の一環として改定したというような形を示させていただいてますけれども、当時は実質いろいろな背景があったかと思いますけれども、平成元年の9月の当初の設定では先ほど申し上げた段階の数ですね、段数が4段階であったものを7段階に細かく段階を上がりやすくしたという形かなと思いますが、そういう形できめ細かく4段階から7段階に変え、また、なおかつ料金も若干上げながら、当時は全世帯の平均使用量が先ほどは23立方メートルと申し上げたんすけれども、22年のころは28立方メートルが平均だったということで、当時2,152円だったのが2,299円という形で6.8%の上昇があったということでございます。影響額としても当時としては2,886万3,000円と、これは集落排水と合わせて申しわけございませんけれども、そういう部分で11%強の影響額があったという形でございます。22年度の改定としては、そういう面で行政改革の一環であったという部分はございますけれども、料金体系として段数をふやしながら、また全体的な部分で検討をした中で20年ぶりに初めて改定をさせていただいたという背景でございます。通常、今現在国が示しているのは5年程度という形で料金体系を見直していくべきだということは言っておりますけれども、近隣市を見ても5年で変えているところはそれほどない。知多市なんかは変えておりますけれども、実際にはないという形で、直近では恐らく西尾市が今検討しているというふうに聞いておりますし、安城市もということを状

況としては聞いておりますので、そういう面でも随時料金改定のほうは行なっていきながら、前回の22年から6年経過した中での検討という形で今回があると。

2点目の見直しの理由という形で、事業収支の悪化とか他市町村の比較、町財政の悪化、その他という形での通告をいただいておりますけれども、先ほど申し上げたように、使用料と汚水処理単価に基づく経費回収率の関係ですね、こういったものが下水道で47.3%、集落排水で26.1%と申し上げたとおり、無理やり合わせても38.8%ということで、全国の平均からしてもかなり下回っていると、5割に満たしていないという中で、実際には当面5割を目指すような料金改定をということで、合わせまして44.5%という形での部分で今回はお願いしていきたいというのが、大きな経費の部分での経営改善という形での部分かと思います。また、実際にこの背景的にこのような形にさせていただく部分では、下水道を安定的にその処理をしていく部分で他会計からの繰入金で賄う部分が多いわけでございます。ただし、国が示しておりますこういった他会計からの繰入金に過度に依存せず、依存はもちろん問題ないんですけども、過度に依存せず中長期的に自立、安定をして経営を築く必要があるということで、可能な限り使用料の収入により汚水処理原価を回収するという形を目指すべきではないかという部分で示されております。また、一般会計繰出金によって一律に租税収入が一般会計からの繰出金の財源になっていますので、建設主体のいわゆる時代、そういった起債だったり繰出金を建設主体の時代から今後、来年度は主な部分では維持管理が主体の経営になってくる部分がここにきて大きく変わってきてるということで、繰出金に頼るという形もございますけれども、いわゆる使用料の実態、流量によってそういった負担する使用料、こういった使用料へシフトしていくという考え方方が少なくとも少しずつそういったふうにシフトしていく、繰出金だけに頼らず使用料へシフトしていくことによって使用料に見合った負担をしていただくというふうな考え方があるのではないかということでございます。また、元利償還についても、下水道については大きくございます。そういう面でこういった元利償還も投資的経費のいわゆる後年度負担という形になっております。この部分で後年度負担も施設を利用しながら返済していくと、償還していくというものでございますので、そういった面で使用者が負担する、いわゆる使用料に応じてこういった償還にも使っていくという汚水処理原価にも含まれるということから、そういった背景の中で考えさせていただいているということでございます。また、この経営の合理化という面で今課題としてある中で、先ほど申し上げましたように、集落排水の公共下水道への接続という形で統合ということが一番経営効果もあるという形で、随時統合をしていくということで今鋭意担当所管のほうで県と協議をしております。そういう面で、具体的には早くて平成31年ごろから具体的に10地区について取り組んでいきますけれども、これを取り組むのに何年かかるのか。すぐに取り組んでいきたい中では、全部が全部集落排水が公共下水に接続するというのは、やはり10年程度かかるのではないかという部分がございます。これも国費を使いながら、補助金をいただきながら取り組めるということありますので、そういった部分を行なっていきたいということでこういった背景がある中で、今回区画整理事業もおおむね完了してきたと。今後は維持管理主体の中で老朽化の問題、また長寿命化の問題、また耐震性とか、最近で

は道路の陥没という面もあって下水道が起因する部分もございます。こういった面で事業費の増大も見込まれる中で、排水機器の節水化という形も昨日の61号議案の中でもございましたように、人口増加はある程度見込めるにしても排水量が減ってくるというようなことも含めると、使用料増加というのは永続的に見込まれるというわけではないということがあるって、そういった背景もございまして、今後の動向、経営を考えていかないといけないというふうな状況にあるということが大きく言えるのではないかということでございます。

また、3つ目の町財政の悪化という通告に対しては、実質幸田町も今一般会計としては140億強の中で税収は82億、これが維持できるのか、また増収できるのかというのは、また期待はなかなか難しい状況であると。そういった中で一般会計の繰出金についても7つの特別会計の16億円のいわゆる繰出金の中で、公共下水道が4.6億、集落排水が2.8億ということで、約半分の47%、7.4億円をいわゆる繰出金のうちの下水でもっているという形でございます。そういった面ではピーク時よりは減っているにしても、今後のそういう増加というのは抑えるべきだという考え方がやはり財政当局の中でもございます。そういう部分でありますし起債償還また起債残高、こういった面も配慮しますと今後の新たな課題への対応、こういったものも含めて持続可能な下水道サービスというものを提供するには、こういった使用料の改定というのはどうしても避けられない状況にあると。もちろんこれは経費節減をしながら、集配の統合も含めた、電気量も節電をしながら、そういう部分で対応しながら近隣等も比較しながら、そういう面で比較的低い設定の中で今後こういった維持をしていきたいという部分での料金改定をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽弘君） 先ほども値上げの時期判断の答弁もお願いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤学君） 失礼しました。答弁が長くて1つを忘れてしました。申しわけございません。

実際に今回の29年5月分以降としたということで、5月以降については料金の徴収の仕方が2カ月単位ということでございます。そういう面であります。先ほど申し上げた重複となりますけれども、いわゆる整備が完了してきてる部分、また維持管理主体の年が来年度から、新年度からはこういった形で維持管理が主体となってくる。また施設更新、長寿命化、そういう面の取り組みが具体的に入ってくるというこの時期に取り組むことで、やはり6年目ということも含めてタイミング的には今この時期、平成28年にお諮りしながら29年の5月からお願いしたいということでございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

以上で、第62号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第63号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 63号議案につきましては、農業集落排水における使用料の引き上げでありますけれども、これも下水道使用料金と同じ内容となるものであります。そこで、先ほどの62号議案の質疑の中でも明らかになりましたけれども、それぞれこの一覧表を見ますと一般世帯により負担がかけられる、これは生活費の圧迫につながるということを主張して、質疑は終わります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 集落排水も下水道事業も、幸田町の政策としてこれを推し進めてきたんですよね。全町下水道化と。下水道あり、集落排水あり、個別の合併浄化槽ありという形で全町下水道化を進めてきましたよと。こういう中で進んできたこの2つの事業、合併浄化槽は除きますが、そうしたときにもう初めから事業のメニューが違いますよと。建設省と農水省と、補助金の仕組みも違いますよと、受益者負担金も違いますよという形の中でスタートしてきて、そして今日に来て値上げをするときに経費回収率と。それを表に出されるなら、今は下水と集排が同一の料金になっております。変えてしかるべきでしょ。そういうあなた方のへ理屈の上に成り立った経費回収率だと。それはガラガラポンですよ。経費回収率というならば、集排は集排として、それは出てるわな、20%そこそこ、下水は40%そこそこ。そういう使い勝手がいいから使ってるだけであって、理屈の通らない経費回収率についてはどういうふうにお考えなのか。どういう考え方でこういう提案をしたのか。事業メニューが全部違うわけですよ。そうしたときに何でみそもくそも一緒にした形の中でおやりになるのかという点を手短に、簡潔に、わかりやすく説明をしてください。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 公共下水道と集落排水の事業の成り立ちが大きく違うという形の中で、ほかの市町ではこういったものそれぞれの料金設定をしているところがございます。そこを幸田町は、同じ料金設定をしているということが一つの大きな政策としてあるのではないかという形であると。中で、もちろん分母の部分で汚水処理単価が違いますけれども、こういったものをそれぞれ比較しながら全体として議論をしていくことが必要ではないかということで、我々としては一緒に合わせた経費回収率でさせていただきました。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、みんな仲よくしましょうよと。その発想をされるなら町民の中にくさびを打ち込むなという点からいけば、私は出てきた負担経費率が変わっても、それはやっぱりみんな仲よくやりましょうよと。くさびを打ち込むの大好きという人もいるけれどもね。そういうことじやなくてやられてきたときに、持ち出してきたのが経費回収率だよというのは余りにも荒唐無稽とは申しませんが、事業会計がそれぞれ持つ特殊性がある。集排は、言ってみれば新永地区が一番初めだったよな。それから、しばらくしてから、下水がもうちょっとおくれたのかな、集排が勢いよくがっと頑張って、一回計年度に2カ所やっちゃったこともあるわけだよな。そうやって13カ所やってき

た、そういう中でおくればせながらも下水がやってきたよという点からいったら、もともとこの会計そのものの仕組みとしては、一般会計から補填をしなければ会計運営ができないですよと。それは当局自身が認めてたわけですよ。そうでなければ、住民の生活安定はできませんよと。誰が言われたのかちょっと記憶が、どこのところで言われたか知らないけれども、この関係は憲法で言うところの国民の健康で文化的、衛生的な施策の実現であると、大上段に言われた、お説のとおりですよ。私はそうだと思う。そうしたときに、じやあ、経費負担のあり方については何なのかといったら途端に憲法規定からはずれて、いや、会計上のそろばん勘定がまあって言いながら、集排も下水も前が合わへんじやん。同じようには合わんといったときに、そうした問題に対する対応の問題から含めていくならば、我が町の全町下水道化政策は誤りだということにもなりかねないですよ、その関係からいったらね。私はそうだろうなというふうに思うわけです。そうしたときに、こういう感覚がなぜ出てくるのかと。これをずっと進めていけば、どこかでいつかまた値上げが出たときに、これまた経費回収率がって。そんなものは2つの会計はみんな違うわけですよ。言ってみれば集排は軒数が少ない、少ない割に市街化調整区域ですよと。インフラ整備にかかる費用負担は大きいですよと。こういう中で使用戸数が少ない、経費はどんどん出していくという形に出てきますといったときに、そういう経費回収率は国がどうのこうのじゃなくて、国が例えば言ったとしても、あなた方は町の政策として全町下水道化ですよと。みんな足並みをそろえていい生活をしましようよと、いい暮らしをしましようよという町の政策上の発展の中で私は捉えてきたなというふうに思う。だから、そういう経費回収率を持ち出してくるというのは非常に無理があるということですね。そういう点は、今あなたが言われてもなかなかこの関係は解説しようたってできないやんか。経費回収率が集排と下水が違う。違うから足して2で割れば平均ができますよと。そんな荒っぽいことができるのか。ということは、それだったら一般会計からの繰り入れの関係も足して2で割ったらどうなりますか。そんなのは集排が圧迫になっちゃう。という点から含めていけば、会計の特性は特性としてきちんと認めながら、その根本は町民の暮らしをどう守っていくかという点からいくと、62号議案の中でもいろいろ指摘をしました。そうした点が今後の中で生かされてこなければいけないだろうなというふうに思います。したがって、私は経費回収率の問題は、これはあなた方の逃げどころとして出してきた問題だなというのが1点。

それから、もう一つは、13ミリと20ミリの比較の関係で、13ミリは出ております。20ミリは出ておりません。しかし、水道料金の関係からいえば、基本料金が13ミリの場合は1カ月972円、20ミリの場合は1カ月1,080円です。これだけ値段の差がついてる。あと、月当たりの1トン幾らなのかというのは、それぞれこれは一緒ですよといったときに、そういう問題がきちんと20ミリの方についてはこれだけの負担になりますよと。料金体系が水道は違いますよという形の中できたときに、いや20ミリは面倒くさいわ、資料がないわというのは、私は提案する側の責任の問題として、職責の問題として問題意識をお持ちなのかどうなのか。この点について、2点。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 集落排水については、確かにいわゆる繰入金で賄う部分がござ

います。実際に2億7,500万円を繰り入れてあるという形でございます。そういった部分で、年間部分はかなりの割合があると。逆に、公共下水道については4.25億円ですけれども、全体の事業費の中の割合からするとやはり経費回収率に充当する部分は少ない。そういう面で回収率を計算の中に入れ込むとそれぞれ大きく違うという形の中で、合わせて考えるという部分では少々乱暴ではないかという考え方ございます。こういった面でありますが、それぞれ各自治体でこういった経費回収率も考えながら、例えば集落排水ですと幸田町は先ほど申し上げた26.1%ということでございますけれども、集落排水を行っている豊田市なんかですと38%、安城市では64.5%、西尾では35.6%、岡崎では50.3%というような回収率が集落排水では低い状況にあるということは言われておりますので、そういう部分の考え方としては、一緒にしてしまうという部分は少々乱暴ではないかという御指摘に対してはあるかと思います。それぞれこういった経費の特性の部分をしっかりと分析しながらしていく必要があるかなということはございます。

また、2点目は大変申しわけございませんでした。いわゆる13ミリしか資料的に持っていないということで持ち合わせがないわけですけれども、いわゆる下水道と上水道の割合についての部分で若干近隣のものとしては調べさせていただいている部分がございます。今、この資料要求で出させていただいている部分では、13ミリの中で、幸田町の場合は13ミリと20ミリ。13ミリでは上水道に対する下水道の使用料金の割合としては69%という形でございます。それが20ミリの場合は66%という形で、若干20ミリのほうが上水道が高いものですから、その分下水道の割合が低くなるということで66%ということでございます。これが料金改定によって、幸田町の場合は13ミリが76%、また20ミリが73%といわゆる7割を超える形になります。おおむね7割と申し上げておりましたけれども、これは76%、73%という形になっているということでございます。こういった係数につきましては、実際に例えば今要求資料の中でそれぞれ出ておりますけれども、13ミリの場合ですと先ほど申し上げたような幸田町はそういった数字ですが、豊田市、蒲郡市、岡崎市、安城市、西尾市それぞれ申し上げますと、豊田市が50%、蒲郡市が81.6%、岡崎市が68.4%、安城市が72.7%、西尾市が70.7%という形で、愛知県下の平均が83.4%という中で幸田町のいわゆる下水の割合としては57.1%、これは1カ月当たり10立方メートルの場合ということになります。これが20ミリの場合ということで、これは資料にございませんが、これをホームページなどで調べてみると、幸田町は10立方メートルの場合は53.3%と先ほど申し上げたんですけども、豊田市が47.1%、蒲郡市が62.0%、岡崎市が50%、安城市が53.3%、西尾市が51.5%という形で、周辺の6市町の中でやはり実質20の場合の10立方メートルの場合、こういった部分で47.1という豊田市の場合は低い部分がございますが、これも上水道との単価の兼ね合いということでございますので、その部分での比率としてはこういった形でおおむねこの6市町の平均が52%という形になっているという形でありますので、幸田町の場合も53%という形でございますので、20ミリの場合についての部分はそういった部分であります。月当たりの使用料が、これが10立方メートル以外の20立方メートル、また30

立方メートルと表の中にはございますけれども、答弁の時間上そういう面で割愛させていただきますけれども、実質そういう部分でほかの市町の20ミリの場合の具体的な数値、こういったものは我々もしっかり分析していかなければいけないかと思っております。そういう部分で、今回は大変準備不足ということで申しわけございませんけれども、そういう部分はしっかり認識しながら取り組んでいきたいと思っています。

よろしくお願ひします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 横道に誘い込んでお手てつないで仲よくしましうねと、こういうあなたの発想の答弁の内容だと。私が求めたのはそういう内容ではない。しかし、ない物ねだりという点からいけば、私は今回これはない物ねだりをしますよと。13ミリはあります、今あなたが言ったのは20ミリについて各市町の状況を言われたと。書ききれない面もあるので、これはこの会期中にそれをまとめて資料として出していただきたい。まず、出せるかどうかということと、もう一つは分析する必要があるよという点からいけば、分析は今後の問題だと。現状、幸田町とここでいきますと4市町ですよね。4市町がどういう状況になっているのかという現状比較の関係は、これは出るわけですよ。それは出していただきたいということと、もう一つは根本的な問題として、集排も下水も会計の性質が違うものを一緒にして経費負担率というものを出してくれれば、これは出し方によっては際限なく値上げができる、そういう道を残した内容だよと。基本的に独立採算制だといって国は言っておりますけれども、独立採算制をやつたらどうなりますか。だから、そういう点からいけば、下水も集排も憲法に規定をする国民生活を安定的に維持をするためのインフラですよと、基盤整備ですよと。そこに一般財源が投入されてしかるべきなんだ。そういう発想がなかったら、経費負担率なんていうのは際限もなく住民負担を高めるために都合よく使われるものだということを申し上げて、先ほど申し上げた資料の関係について答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 同じ矢作川流域とまた南部処理の蒲郡、6市町についての先ほど答弁させていただいたような数値について御用意させていただきたいと思います。

それと、分析とかいろいろな面で、今は経費回収率なども近隣市町にお聞きをしておりますけれども、企業会計との適用と非適用でまた仕方も異なります。そういう面でなかなかちょっと分析が難しい状況にございます。そういう部分では、我々としてはこういったものを、今後の企業会計という課題もございますけれども、我々としましては実際に今の13ミリと20ミリ、この部分の資料を提出させていただきながら、あと実際の経費回収率のそれぞれの部分ですね、これについても実際にはそれぞれやはり今後の考え方としまして、やはりそれぞれの集落排水と公共下水道の性質が異なる中で、使用料金を統一にするという中の部分での分母の処理費、これは処理場を持ってるか持つてないかという大きな違いがあるというところが、流域なり公共下水との大きな違いがある。これが負担金という形で、いわゆる処理負担金は流域も蒲郡も負担しておりますけれども、そういう部分も含めた汚水処理原価がございます。そういう部分もやはりそれぞれ比較しながら、いわゆる集落排水と流域また公共との違い、こういったもの

をそれぞれ分母の部分になります汚水処理原価としてしっかり分析をしていきながら、今回についてもそういった部分の比較をしてしていく中でトータルで合わせておりながら、それぞれの数字も出しながら検討する中で、やはり根本的には公共下水道に集落排水を接続していくことでこういったものを一元化していくのが、幸田町の政策としても一番効果的だろうということでございます。そういった部分もしっかり取り組みながら、これは協議会の中でもお答えさせていただいてますけれども、集落排水の接続についてもことしの後半になって急展開、具体的に県も動き出しましたし、今現在、毎日ですけれどもこういった書類を毎晩つくりながら県と詰めております。そういう面で平成31年に、これは目標ですけれども、具体的に集排の接続に取り組んでいくという形で、これをごちゃまぜにしてという答弁になってしまって申しねげないですけれども、こういった部分で経費を節減する、汚水処理原価を下げる、そういう部分では一番合理的なのはやはり統廃合という部分がございますので、そういったものをしっかり持ちながら、また流域とか公共下水については処理費の経費節減、これは愛知県もしっかりそういった部分の経費の節減というのを一緒になって取り組んでおりますので、その部分も含めて検討していきたいということで、これは全体的な部分でございますけれども、しっかりこの分析をした中で今後も取り組みをしっかりしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第63号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第64号議案の質疑を行います。

2番、伊與田伸吾君。

○2番（伊與田伸吾君） 28年度一般会計補正予算の関係で第64号議案ですが、別冊の補正予算関係の平成28年度一般会計補正予算説明書の14ページ、70款諸支出金、15項財政調整基金費についてであります。初めにお尋ねしたいのは、説明欄記載の財政調整基金積立で基金残高はどのようになるのか。また、そのほかにも目的を持った基金の残高も合わせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） それでは、12月補正後の基金残高につきまして、予算ベースでの数値でお答えをさせていただきます。

まず、財政調整基金は26億7,376万4,000円、その他目的基金につきましては、教育施設整備基金は6億8,732万円、福祉施設整備基金は1,173万1,000円、都市施設整備基金は5,437万8,000円、医療施設等整備基金は1億149万5,000円で、一般会計の合計額は35億2,868万8,000円となっております。特別会計では、土地開発基金が3億6,426万1,000円、国民健康保険財政調整基金は1億4,286万7,000円、最後に介護給付費準備基金は1億1,700万円で、特別会計の合計額は6億2,412万8,000円となり、全体の合計額は41億5,281万6,000円となっております。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 幸田町には総額41億5,000万に至るほどの基金の積み立て

はあるということでございましたが、去る12月1日の中日新聞に平成27年度の決算におきまして自治体の積立金23兆円、過去最高という記事が載っておりました。総務省のコメントでは、景気悪化で税収が減少した際は基金が自治体の命綱になると、そのような説明も付記されており、また地方債残高は横ばいながら高い水準で推移する中、高齢化に伴う自治体財政の悪化も懸念されるとして、一定規模の積立金が必要であるとの記述もありました。そこで、本町の積立金がこうした背景によるものであるかについては定かではありませんが、提案説明によりますと健全財政の運営に備えるものとの説明がありました。質問ですが、本町の各種積立金はどの程度の積み立てをしておく必要があるのか、わかる範囲内で結構ですが教えてください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 国におきましては、赤字国債というものがありまして財源不足に対応することができますが、地方自治体においては、特例的な減収補填債などを除きまして、基本的には建設事業に係る起債以外は認められていないというのが実態でございます。そのために議員が言われるとおり、基金は自治体の命綱であると思っております。その中で財政調整基金の目的とは、自治体が財源に余裕がある年に積み立てをし、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政の健全な運営を行うための基金であります。また、本町の財政構造は、法人町民税のウエートが大きく、景気の浮き沈みによる影響を受けやすいということもありますし、財政調整基金を活用することによりまして、法人町民税の大幅減収時に対応し、安定した住民サービスの提供を行い、一定の水準を保っていく必要があるものでございます。

その一例としまして、平成18年度では法人町民税が22億6,000万円であったものが、リーマンショックによりまして平成21年度では2億円と、20億円以上減少となりました。また、近年では平成26年度20億4,000万であったものが、翌年の平成27年度では5億円まで落ち込むということになりました。平成27年度につきましては大幅な減収となり、次年度の予算編成後の基金残高が底をつく緊急事態となつたということもありますし、減収補填債16億円を発行しまして、基金残高を26億円にまで積み戻しをいたしました。また、平成29年度以降につきましても、法人町民税につきましては非常に厳しい予測がなされていることも踏まえまして、財政調整基金につきましては法人町民税の大幅な落ち込みが3年程度続いた場合を想定いたしまして、10億円掛ける3年の30億円の確保を目標といたしまして運用してまいりたいと考えております。また、その他の目的基金につきましては、それぞれの施設の整備事業に必要な財源を確保しまして、円滑な執行を図るために積み立てるものでありますので、一概にどの程度の積み立てをしておく必要があるのかということは難しいところではありますし、各事業の中長期の事業計画に合わせて単年度で大きな財源不足が生じないよう計画的に積み立てをしていくというものでございます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 今、財政につきましては、今後3年間の中で見通しとしては30億ということでもありました。基金につきましては、さきに答弁をいただきましたような目的を持った基金もあります。例えば、教育施設整備基金のように学校施設、町民会

館などを初めとする文教施設整備に当てる目的で積み立てているものもあるかと思います。坂崎小学校や北部中学校のように、町の施策としてまちづくりが進められ、結果児童生徒が急増し、その対策として校舎増築など避けられない施設整備も目前となつておろうかと思います。当然対応可能な予算措置はなされているものと解するところがありますが、現状はいかがなものでしょうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この学校整備につきましては多額の予算が必要となるということで、單一年度での負担を少なくするために教育施設整備基金を計画的に積み増しをしてまいりました。特に北部地区での人口増に伴う幸田小学校、北部中学校の増築等や町民会館等の修繕に備えるため平成26年度に5億円を積み増しをし、10億1,000万円としたものでございます。平成28年度には幸田小学校などで3億8,000万円を取り崩し、坂崎小学校増築に備え今年度は5,000万円を積み増しし、12月補正後の予算ベースでは6億8,732万円となっているということでございます。現在の基金残高で十分とは言えませんが、当面の学校等の整備等のため精いっぱい積み立てを行つたものでございまして、この基金等を活用し、整備を進めていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 2番、伊興田君。

○2番（伊興田伸吾君） なかなか厳しい中でのやりくり、これは大変なことだと思いますが、いずれにしても目的ある施設整備につきましては、ある程度の積み立てでそれをクリアしていくことが必要だと思います。たまたま例えば先ほどちょっと出してましたが、北部中学校の校舎増築、こうした場合には目前でありますので実施設計だとかそういう形の積み上げがなされてくるかと思います。そうした中で基金の積立額、それのみでの充当というそういう対応ではなかなか進まない場合もあろうかと思いますが、そうした場合は基金以外の充当として一般財源だとか起債だとかそういう形の借り入れ充当も考えられると思いますが、そうした考え方につきましてのお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われますように、基金のみではやはりやりきれないという部分がございます。この税収につきましても減収の傾向にあるということ、また町民会館等の大規模修繕も控えている状況においては、十分な予算配慮ができているとは言い切れないかもしれません、今後においても学校整備に当たっては基金のみではなくもちろん補助金だとか、それから起債の活用、こういったものも含め必要に応じて可能な範囲での一般財源の充当なども検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 2番、伊興田君。

○2番（伊興田伸吾君） 学校施設整備等目的があるものにつきましての今整備に係ります考え方をお尋ねさせていただきましたが、教育基金の施設整備、その使い方につきましては第6次の総合計画の実施計画にも掲載されている事業があります。その充当ということが考えられますが、このなかなか厳しい状況下におきますと、状況に応じては実施計画の見直しなども必要性を生じてくる。例えば年度の実施年度先送りだとか、そ

いうことも考えられるわけですが、その点は総務部ではなくて企画部になってしまふかも知れませんが、一つ見解をお尋ねします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、最初に基金が十分にあるのかという部分も含めまして、私のほうから最初に答えさせていただきます。

この北部地区の児童生徒の急増によります校舎の増改築や町民会館等の大規模修繕を控えているということで、十分な基金残高とは言えない状況ではありますが、必要不可欠な事業に優先的に対応し、整備を進めていきたいというふうには考えております。また、今後積み立て可能な財源、こういったものが発生した折には、将来に備えるため少しでも教育基金にも積み立てのほうを行っていきたいというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 実施計画の見直しの件でございます。現在の実施計画については、本年度28年度から向こう3年間、30年までの年度までの計画でございます。ただ、このローリングをして見直しは当然かけてまいりますけれども、本年度の28年度につきましてはまだ現在進行形でございますので、計画を見直す予定はございません。29年度を初年度といたします、29、30、31年度の実施計画の中では、本年度の28年度の事務事業の状況を十分検証いたしまして、事務事業の優先順位を見きわめながら、見直しは29年度からの実施計画の見直しを図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田伸吾君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 相見区画整理にかかわる寄附金の関係につきましては資料をいただきましたので、後ほどじっくりやつていただきたいなというふうに思います。

その前に土木の関係で、人事異動に伴う減額が1,100万円ですよと。給料が900万、それから職員手当が200万と。明細の関係は補正予算の16ページに載っております。これを見ますと、本当に人事異動なのか。給料が650万円に相当する土木における人事の異動は具体的にあったかどうかと、こういうことなんだ。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 土木課の関係でございますので、こちらのほうで答弁させていただきますけれども、今回給料で900万円、また期末勤勉手当で200万円の減額と合わせて1,100万の減額ということでございます。提案理由としましては人事異動に伴いということでございます。内容につきましては、実際には土木課の職員の1名増員を配置していたところが配置予定がなかったということで、これで給料としては500万ほど減額となってくる。また、人事異動の関係では、実は主査級の職員が新規採用職員にかわったという形で300万ほど減額となっています。また、それのほかにも主事間の異動からまた2名ほど異動しておりますと、実質60万と40万の減額で合わせて給料としては900万ほどが1名増員が減であったということと、採用関係でいわゆる若い職員に変わってきてるという部分がございまして900万ほどの減。これの給料

に合わせまして期末勤勉手当についても、いわゆる職員の1名増員がされなかつた分で120万、それ以外に新規採用職員に伴う部分で期末勤勉手当は80万ほど減額となつてることで、合わせて200万の減額。この合わせた部分で1,100万ほどの減額が生じているということで、今回こういう形での土木課としては1,100万ほどの減額補正をお願いしているという状況でございます。あと、実際に補正予算の給与日明細書の16ページの関係でも、実際にはこのような内容で土木を含めた減額としましては、実際には1,950万ほどの減額となつています。増額要因は、実際には1,570万が増額ということで、その差額380万円分の減額の部分については下水道の特別会計のほうで、下水道課の職員のほうもこれも建設部で大変申しわけないんですけれども、下水道のほうで人事異動とまた主幹級に変わってきたということで、こちらは今度は増額という形でございまして、380万ほどの増額をお願いしているということから、この部分を充当させていただいているということで、減額は土木課が主体、増額は下水道課が主体という形で取り組んでいるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 相変わらず長い答弁であちこちという目移りをさせてガラガラポンだ。要は、当初予算を編成する段階で、土木課あるいは建設部と、財政と調整したんでしょ。財政と調整をし、人事とも調整をして、土木課に1人増員しましようよということでおーケーとったはずですよ。オーケーとったからこそ、あなた方は事業課が予算編成するところに1人ふやしてくれと、いろいろと調整をしたけれども財政もオーケーだと、人事もオーケーだと。しかし、町長がべーしたわけで、予算編成が終わった後な。そのことによって土木のほうが要求をした職員1人が予算計上をしたけれども、人事異動だという名前で異動なんかしてないわけだ、実際にはな。もともとくれなかつたと。増員配置をしてくれなかつたから、その分を12月の補正で減額をしましたよと。これが実態でしょ。ああでもないこうでもないとへ理屈並べるけれども、要は当初予算を編成するときに財政当局とどういう調整をしてきたのか。オーケーをとってきたわけですよ。オーケーとらずにあなたが人を勝手に、建設部に俺はどうしても1人欲しいからね、1人分を当初予算の中に計上すると。そうすると、財政もしょうがないなど、人事もしょうがないなといつて認めてきたのか。そうしたら、だつてもともと予算編成だったら何だと。そういう舞台裏とは言ってはいけないけれども実態としてね、事業課が1人増員を要求し、受け入れる側も財政も人事もよっしゃと、町長もめくら判を押したわけだ実際にはな。そして、いざやってみたら人の配置が合わへんから予算を、それは減額しなくちゃしようがないなど。わかりやすく言えばそういうことでしょ。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、予算要求の関係につきましては、特に今現在土木課につきましては、いろいろな部分で住民要望、こういったものを強く受け、またそれに対して極力積極的に対応させていただいているということで、我々建設部の中でも一番のやっぱり住民に直結した住民サービスという面で土木課の職員の強化をしていきたいということは、人事のヒアリングも含めて私自身もしっかり要求をさせていただいてます。そういういた思いを人事に求めながら、またそれを財政当局のほうもお認めいただきながら

何とか要求をしてきたわけですけれども、なかなかやはり先ほどの下水道は配置が逆にされたということで、なかなか人事とこの予算の具体的なタイムラグ、こういったものがございまして、その部分は我々の要求する側と実際の人事、財政当局とのすり合わせ、こういったものが十分された状態ではなかったというところは我々も反省するところではございますけれども、どうしてもいたし方ない人事という一つの動きの中でのことでございますので、これは何とかこれで御理解願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 人事異動の関係ですので私から、へ理屈は理屈と言われるかもしないですが答弁させていただきます。

先ほど予算編成の時期というのは、10月15日の町長の編成方針通知をもって編成作業が始まるわけなんですけれども、その時点で職員給与の予算については企画部の人事秘書課である程度任せさせていただいて予算は組んでおります。先ほど建設部長の部長ヒアリング等も行いまして、それぞれの部署の職員の要求の考え方、そういった状況を把握しながら、29年度予算でいきますと本年度、今編成時点の職員配置をまず基本に予算を組んでまいります。実際には年度が明ける時点で職員の昇格・昇給というのがありますので、基本給が上がったり、等級が1つ上に上がったりというふうに給与の基本額 자체が人事異動によって変動が必ずこれは生じます。それと、2月から3月中旬にかけての職員の人事異動によって、その各部署の要求どおりの職員配置がどうしても無理を生じ、要求どおりにならない場合も多々あります。そういう部分で予算と実際の人事異動に必ずずれは生じますので、今回12月の補正で初めて職員の補正をお願いしているわけなんですけれども、総計予算主義で1年間この予算で通していくのが本来でありますけれども、どうしてもこのままいくと3月の給料には不足を生じるということでありますので、職員の異動による補正でございますので、予算の全体枠を変えず職員の異動の状況に要は組みかえをさせていただいたということでございますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いろいろな事情はあるにしましても、基本的には事業課と財政当局が未調整のままで予算を編成しましたよと、これは今の答弁でも明らかですよね。そういう内容を町長がよっしゃと言って、判こを押したと。判こを押した内容が議会に提出をされて、議会で予算審議をしてきたと、こういう経過だと思うんです。そういう中で、人員配置の1人増がばあになっちゃったと。こういうのが今回の1,100万円の内容だなというふうに。

もう一つ、あつものに懲りてなますを吹くという喩えがございます。これをそうやってやったのは、25、26、27、28、この4年間、40款10項10目、いわゆるこの人件費の関係がどういう変遷をたどったかと言ってきますと、当初予算と決算の差につきましては、27年度を除き、28年度はまだ決算を打っておりませんから、27年度を除き700万から200万の差で決算を打てるわけですよ。たまたま27年度に不足が生じてるんです。当初予算で給料が3,006万円、決算で3,199万、手当

で1,830万が2,150万という形で給料で133万円不足、それから手当で320万円不足と。こういう結果を受けて、出納閉鎖の問題はありますけれども、担当課でいけばもうすぐですね、27年度で赤字こいじやったというね。実際には、決算というのは別に5月31日をもって出納閉鎖だということだけど、実際は人事課へいけばもう既にわかってきてるといったときに、これはまずいということで、一つは人員配置の人員増の問題と、もう一つは、27年度の帳じりをしたときに不足が生じていることですよ。間違いないです。そうしたものに同じことを繰り返したらいけないかなということで、27年度の当初予算は3,006万円、それから26年度が3,219万円、25年度が3,681万円、28年度の当初の給料が4,321万。つまり、900万円ふやしてゐるわけだ。あるいは、これは計算の仕方によって1,000万の余分になつてゐる。そういう一つの会計をしたときにまずいなというのがあつて、私は、一つは28年度の当初予算で給料と諸手当の関係が対前年度あるいはこの3年間だな、25、26、27の関係からいって約1,000万近くの増になつてきた。それは一つは、職員1人を増の配置をしたいという思いもあつたと思いますが、そういう予算の不足を生じた前年度の会計決算の内容を見て、そういうのも配慮と言ってはいけないけれども、そういう思いもあつたのではないかというふうに思います。これは、一つは私の見方であつて、それがいいとか悪いじやなくて、あなた方の答弁も1人増を見込んで予算計上して、未調整のまま町長が判こを押したことによって、町長は判こを押しておきながら判この責任は押さへんわな。1人増員せざと。

こういう結果だよということだけ申し上げて、次に、相見区画整理組合にかかる資料の関係が出ております。6ページで、何でだという思いがする。それは年額報酬内訳というのがございます。この中で平成19年から一気に報酬額が大幅アップする。理事長、副理事長、理事、幹事、総勢15人であります。15人で18年度までは100万、200万という段階。19年度からは420万円を超える。こういうのがずっと出てきてるという点でいけば、どこに要因があるのかと。この以前の18年以前、ここでいけば10年度から18年度までは基本的に報酬はなくて費用弁償ですと。1日出できたら5,000円とか3,000円とかそういう費用弁償でやられてきたと。しかし、それ以降は何も役員になって費用弁償なんかあるかと。定額の報酬があつて当たり前じゃないかというようなこともあってこういうふうになつたのかなと、善意に、善意に解釈をしますが。まず、こちら辺の桁が違つたとは申しませんが、148万円から424万円に増になつた要因、背景は何ですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 先ほどの人件費の関係につきましては、実は土木課も昨年度大幅に増額補正をしておりまして、そういう面も含めて今年度は逆に減額補正という形で、大変いろいろな面で予算の計上の注意、これと人事異動との関係、これは的確に行っていかなければいけないかなと思います。

御質問の相見の区画整理組合の年額報酬の関係でございますけれども、今議員の言われたとおり平成18年度まではいわゆる実費弁償という形で、1日当たり8,000円、半日当たり4,000円、夜間で3,000円というふうな、いわゆる日当制での支払い

を行っていたというのが平成18年度までという形であります。その後、平成19年ですけれども、ここは相見の区画整理が52.7ヘクタールに3段階にふえた中のほぼ最終型の52.7ヘクタールになったということで、区域拡大による業務の増大とか、今まで責任はあったんですけど責任が増大したというようなこと、そういう面も含めてこれをいわゆる月額報酬という形で平成19年度から採用するという形で、記録を見ますと平成19年の3月23日に総代会で可決されてこの月額報酬という形をとったということで、その後こういう形での報酬の支払い状況ということになっております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いずれにしましても、ここでさっと上がってきたのは対象する面積がふえたという要因だけじゃない。これは当事者からお話を聞いてね、何で費用弁償じゃなければならぬのか、年額報酬もらって何か問題があるのかと。町内の区画整理組合、これは規模が小さいということもあって費用弁償でよしと。しかし、大きな区域の整理をする各地の町以外の各地の状況からいくと、役員には定額の報酬額があると。そういう形で結局定額制の報酬額をつくられたと、こういう背景があったというふうに思うわけですが。これは当事者からお聞きをしたわけです。そこら辺は今言われたかどうか、触れられたかどうかなど、こういう思いですがいかがですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、私の答弁の中には、そういうほかの地区で月額報酬を行っているのでという答弁ではございませんでした。確かに言われてみれば、幸田町内の区画整理では月額報酬は行っておらず、日当制ということでございますけれども、ほかの市町のほうで取り組む大規模な区画整理に関しては、こういった組合事務所を設けながら月額報酬にしてるというようなことがございます。当時そういう背景も含めて月額報酬という形の取り組みをしたのではないかというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、それがいかんということを言っているのではない。こういうふうに一気にふえてきた要因は費用弁償から定額制に報酬が決められたよと、それが要因じゃないですかということなのでね。かみつかれないように、かみつかれないように、注意深く答弁をするという点は答弁に対する責任がないなというふうに思うわけです。

それと、もう一つは8ページ。8ページの中でこれは出てこないなと思うわけですが、この事業期間中に町の補助金の総額は幾らですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 8ページの中で町の補助金という形では、ちょっとこの中にはないと思いますが、事業期間中の町の助成金、いわゆる区画整理事業が平成10年から実際は27年度までの区画整理事業への町の助成金としては、13億8,000万が町から出された助成金ということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、区画整理事業に関する補助要綱というのがある。それは、一組合、一年度5,000万円を限度として3年間だよと、こういう規定ですよね。始めたころはそれでやっていたわけだ。しかし、途中でいろいろな要因がある、あるいは

規模拡大をしたということが理屈になって、5,000万円が1億になり、1億が2億になり、最終的には3億になったという形で、要綱で最大限認めてるのは2億円ですよ。くそ道あけて特認事項という、いいのがくそ道であけてある。特認事項というのは、町長が特に認めたと、この限りにあらずという形で、トータルでいければ13億8,000万円だよという形の中で帳じりを打つたら、おい、どういう方向でその決算を打つんだといってある人に聞いたら、まあ3億円は返るわなど、こういう話を聞きをいたしました。それから、しばらくしてこういう決算がきたら1億700万円、おい、2億円はどこへ消えちゃった、こういうことなんですよね。2億円がみんな報酬で山分けしてどんどんばっぱということじゃないはずなんですよ。そういう点からいけば、あなた方も全部事業の経過も含めて会計がどういうふうに推移してるかは、毎年毎年会計監査をやってね、あなた方がやっているんじゃないですよ、組合の中に監査があつてやられてる。そうした中で、おい、どうだいといったら、ほぼ見通しはついたので3億円は返すでな、しょうがないなという話なんです。それはどうなりましたか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 町の助成金の要綱の経緯をまず申し上げますと、実際には昭和47年当初から平成4年は年額2,000万という形で、議員の言われたような部分で設定がされていたと。それが平成4年から、2,000万が5,000万に変わり、また平成13年にはその5,000万が1億円に変わり、また平成16年には1億円が2億円に変わってきたということで2億円を支払い。ちょっと3億円という要綱ではないで、2億円が支払いの限度額という形での年額ではあるかなということでございます。相見の区画整理については、そういった累積でもって13億8,000万という形の助成金を出しているわけですけれども、実際に今議員が言われた3億円という形の部分につきましては、確かにこの区画整理事業の解散に向けてのいわゆる清算に入る前の事業の部分では、解散認可を得ると清算人会ということになりますけれども、清算人会として引き継いだ額、これがきょう資料として出させていただいた総額1億8,934万円、いわゆる2億円弱が清算人会のほうへ引き渡されたという形でございます。3億とその2億弱との違いという形では、我々としては実際にはこういった事業の中で今相見地区につきましては公園整備などが、他の地区では公園整備がなかなかすぐにできずに町のほうで対応してる部分がございますけれども、町の対応も予算的にはなかなかすぐにはついてこなかつたり、補助金なども待ちながらということですとなかなか整備充実ができないと。中で、相見地区についてはそういうことではなく早く町を仕上げていく、それによって町の価値も上がっていくということから公園整備事業に投入をしてきたと。その辺が一億一千何がしという形が平成26年度にございました。そういう部分が恐らく1億2,000万、3億から1億2,000万を引いた1億8,000万の部分かと、若干数字は違いますけれども、そういった部分で清算人会に引き継がれたのが2億円弱になったのではないかというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この決算の関係はあくまでも残余だと、余ったお金をどう処分しましょうかというのが8ページの内容。つまり、今建設部長も答弁されたと。3億円を超

えるだろうという見通しの中で、3億円余ったので町に返したら何もやってくれへんと。あの町長のことだから、ああ、ごちそうさん、ありがとさんでぱくっと食べちゃう。連想だけどね、公園幾つかあっても遊具一つもない。こんなことで清算を打って町に3億円返しました、これは情けないと、あの町長のもとでそんなことはやってくれへんからといって、組合が今ある3億円を有効適切に使おうという発想のもとでいろいろ遊具を整備をされる、公園も整備される。そして残ったのが1億700万円だよと。そういう点からいえば、まさに町の財政の実態が町長の心の狭さの実態がこの報告書から見てとれるなというふうに思います。これは歳入ですので、総務委員会でしっかりとやっていきたいと思いますのでということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

以上で、第64号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第65号議案の質疑を許します。

本件は通告なしであります。

以上で、第65号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第66号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第66号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会負託についてお諮りをいたします。

ただいま一括議題となっております第57号議案から第66号議案までの10件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

各常任委員会委員長は、ただいま付託いたしました議案の審議結果を来る12月21日までに取りまとめ、12月22日の本会議で報告をお願いします。

委員会の会場は、お手元の配付のとおりですから、よろしくお願いをいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、12月22日、木曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、長時間にわたり御苦労さまでした。

散会 午前11時22分